



今回の選挙は
衆議院における私たちの代表者を選ぶ
大切な機会です。
私たち一人ひとりの声を
国政に反映させるため
必ず投票しましょう。

12月14日は

衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査
の投票日です

投票所と投票時間

投票区名	投票所	投票時間
第1投票区	市役所大会議室	7時～20時
第2投票区	津久見小学校屋内運動場	7時～20時
第3投票区	千怒小学校屋内運動場	7時～20時
第4投票区	八戸区公民館	7時～16時
第5投票区	第二中学校屋内運動場	7時～20時
第6投票区	青江小学校屋内運動場	7時～20時
第7投票区	堅徳小学校屋内運動場	7時～20時
第8投票区	長目小学校屋内運動場	7時～17時
第9投票区	無垢島小学校	7時～16時
第10投票区	日代中学校屋内運動場	7時～17時
第11投票区	赤崎地区集会所	7時～17時
第12投票区	漁村センター	7時～17時
第13投票区	久保泊地区農業構造改善センター	7時～17時
第14投票区	市役所四浦出張所	7時～17時
第15投票区	狩床地区集会所	7時～17時
第16投票区	高浜地区集会所	7時～17時
第17投票区	保戸島地区集会所	7時～17時

※第9投票所については、投票日が早くなる場合があります。

投票できる人

- ◎ 年齢 / 平成6年12月15日以前に生まれた人
- ◎ 住所 / 平成26年9月1日以前から引き続き津久見市内に住んでおり、津久見市の選挙人名簿に登録されている人（転入した人は、平成26年9月1日までに転入届をした人）

※9月2日以降に津久見市に転入してきた人は、前の住所地で投票することとなります。

※高齢な方や歩行等が困難な方で車椅子等をご利用される場合は、車椅子を設置していますので、市役所大会議室の期日前投票所をご利用ください。

投じよう 未来を拓く その一票

■投票時の留意事項

◎投票用紙は、小選挙区選出議員選挙、比例代表選出議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査の3種類です。

◎投票の方法

- 小選挙区選出議員選挙……………候補者の氏名を書いて投票します。
- 比例代表選出議員選挙……………政党名を書いて投票します。
- 最高裁判所裁判官国民審査……やめさせた方がよいと思う裁判官についてその氏名の上の欄に「×」を書いて投票します。やめさせた方がよいと思う裁判官がいない場合は何も記入せず投票してください。

【期日前投票】

◎投票できるのは、投票日当日、仕事や旅行・レジャー・冠婚葬祭・病気等のやむを得ない一定の理由に該当すると見込まれる人です。

投票の際には、「期日前投票宣誓書」の提出が必要となります。

◎12月3日(選挙期日の公示日の翌日)から12月13日(投票日の前日)までの間、下記の期日前投票所でおこなっています。

期日前投票所の名称	投票のできる期間	投票のできる時間
市役所大会議室	12月 3日～12月13日	8時30分～20時
福良区事務所	12月11日～12月13日	10時～17時
市役所四浦出張所		
保戸島地区集会所		

※投票所によっては、投票できる期間や投票時間が異なりますので、ご注意ください。

※国民審査の期日前投票ができるのは、12月7日からとなります。

【不在者投票】

◎①病院、老人ホーム等の施設で行う投票 ②郵便投票 ③名簿登録地以外での投票
④選挙期日には20歳に達するが、期日前投票の時点ではまだ20歳に達していない人の投票については、従来どおり「不在者投票」を行うこととなります。

◎不在者投票ができる期間は12月3日から12月13日までで、投票できる場所は、市役所選挙管理委員会会議室です。(病院等の入所者は、指定された施設でできます。)



《郵便による不在者投票》

◎重度の身体障がい者や要介護認定5で、郵便等投票証明書を持っている方は、自宅で郵便により不在者投票ができますが、選挙期日の前4日(12月10日)までに投票用紙等の交付を請求しなければなりません。

※身体等の故障等で文字の書けない人は、投票所で係員に申し出れば、代理投票ができます。また、目の不自由な人は、点字で投票ができます。

●問い合わせ先 / 津久見市選挙管理委員会事務局

☎82-4111(内線182)